

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月26日から42年3月26日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日を昭和42年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を39年7月から41年9月までの期間を3万6,000円、同年10月から42年2月までの期間を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から27年8月1日まで
② 昭和29年9月8日から33年7月1日まで
③ 昭和39年7月26日から42年3月26日まで
④ 昭和46年11月から49年5月1日まで

夫の厚生年金保険の加入記録を調べたところ、私と三男の記憶からすれば、有限会社Bに勤務した申立期間①及び②の期間、A社または、社長が同一人である株式会社Cに勤務した申立期間③の期間並びに株式会社Dに勤務した申立期間④の期間について、勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が抜けていることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③について、A社と株式会社Cは関連企業であり、これら企業に勤務していた複数の同僚の供述から申立人が両事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該期間について、申立人と勤務形態、業務内容を同じくする四

人の同僚の記録をみると、二人については、A社と株式会社Cにおける資格喪失日及び取得日が同日で関連企業で継続しており、二人については、A社において、厚生年金保険の被保険者期間が継続していることが確認できる。

さらに、当該期間について、申立人と一緒にA社に勤務し、給与計算を担当していた同僚が申立人の厚生年金保険料を控除していたのは間違いないと明確に供述している。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和39年7月から40年9月までの期間については、社会保険事務所の申立人に係るA社における39年6月の記録から3万6,000円、40年10月から41年9月までの期間については、勤務形態、業務内容を同じくし、申立人と年齢が近く、しかも、役職を同じくする同僚二人の記録から3万6,000円、41年10月から42年2月までの期間については、同様に同僚二人の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③について事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人は「有限会社B」において勤務していたと主張しているが、当該名称は、社会保険事務所保管の適用事業所名簿において該当する事業所を確認することができないが、同名簿において「合名会社B」という名称で適用事業所とされている上、申立人が当該適用事業所において加入記録があること、また、商業登記簿謄本を確認したところ、「有限会社B」の存在は確認できないが、「合名会社B」は登記が確認できることを併せて判断すると、申立ての事業所は、「合名会社B」であると認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿によると、合名会社Bは、昭和27年8月1日に適用事業所となっており、申立人が、同日に当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、同日以前に適用事業所であった記録は確認できない。

一方、申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、「合名会社B」は昭和33年5月1日に適用事業所に該当しなくなっているが、同日に名称変更後の「株式会社E」が適用事業所となったことが確認できる。

さらに、合名会社Bの商業登記簿謄本によれば、申立人は昭和29年10月1日代表社員を辞任していることが確認できるとともに、同僚の供述では、年月日までは分からないが、当時、申立人は自分の店を出したとしている。

加えて、両事業所は既に適用事業所に該当していない上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務に係る事実及び、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる資料や供述を得ることができない。

なお、申立期間①及び②については、申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、保険料控除の事実を確認できる給与明細書等は所持していない。

また、当該期間について、社会保険事務所が保管する合名会社B、及び株式会社Eの健康保険及び厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の被保険者記録はそれぞれ、昭和27年8月1日から29年9月8日、33年7月1日から35年7月26日と記録されており、この記録以外に申立人の氏名は見当たらない。

これらのことから、申立期間①当時は、合名会社Bは厚生年金保険の適用事業所ではない上、申立期間②当時は、申立人は申立事業所に勤務していたとは考え難く、併せて、申立期間中①及び②における雇用保険の加入記録が確認できない。

なお、申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管する申立事業所と名称が類似する事業所である、F工場及び株式会社Gの健康保険及び厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、いずれの事業所においても申立人の記録は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間④については、申立事業所は既に適用事業所に該当しておらず、事業主及び役員からは、入院中あるいは、高齢のため、株式会社Dにおける勤務実態についての供述は得られない。

また、株式会社Dの関連会社である株式会社Hにも勤務していたとの供述を得られたが、社会保険事務所保管の同事業所の健康保険及び厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、昭和61年7月1日取得、61年9月21日喪失の政府管掌健康保険の記録を確認できるものの、申立人は、この当時、65歳を経過しているため、厚生年金保険の記録は無い。

さらに、同僚、上司についても、高齢であることから、勤務実態について供述が得られない。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社Dの健康保険及び厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は、昭和49年5月1日取得、50年2月18日喪失が記録されており、この記録以外に申立人の氏名は見

当たらない。

その上、当該申立期間に係る雇用保険の加入記録が確認できない。

なお、申立人は、株式会社Dに就職したのは、昭和46年に当該事業所がI市内から郊外のJ町に本社を移転し、その跡地を貸しビル化する責任者に申立人が選ばれたためとしているが、社会保険事務所保管の適用事業所名簿を確認したところ、J町に住所変更しているのは、51年5月6日であることが確認できる。

また、当該事業所の役員及び同僚について、勤務期間を確認したところ、入社日と資格取得日に、それぞれについて差が無く、試用期間は無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、社会保険事務所の記録における資格取得日に同社に入社したと考えるのが妥当である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの期間及び39年1月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年8月まで
② 昭和39年1月から48年3月まで

昭和50年か51年ころ、役場の徴収係と名乗る者が自宅に来て「夫婦二人分の今までの未納分、十数万円を納めなければ年金受給資格の25年にならない。将来、年金をもらえない。」と説明され、「10年分でも一括して納付できる。」と言われた。銀行からお金を下ろし、14万円くらい払っておつりをもらった。

納付したすぐ後に役場の税務職員による公金横領事件があった。事件が発覚したときは関係ないと思ったが、半信半疑である。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月11日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、国民年金の加入手続もそのころに行われたと推認でき、申立人は、その時点で現年度納付できる昭和49年4月分以降60歳までの国民年金保険料を納付しても、老齢年金の受給要件である25年を確保するためには6か月不足するため、48年度分保険料を過年度納付したものと考えられる。

申立期間①及び②は、当時、実施されていた第2回特例納付により納付可能ではあるものの、申立人の社会保険庁の特殊台帳は無く、申立期間を特例納付したとは考えにくい。

また、申立人は、夫婦二人分を一括して納付したとしているが、申立期間①及び②を特例納付し、さらに、申立人の妻の特例納付の記録のある期間並びに妻の申立期間をあわせて納付する場合、二人分の保険料は24万8,850円となり、申立人が納付したと記憶する保険料額と異なっている。

さらに、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付したことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、公金を横領した役場職員は国民年金保険料を収納する業務に携わったことは無く、また、申立人夫婦の町税等は役場職員による集金ではなく納税組合へ支払いしていたと供述していることから、横領事件との関連性は考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 42 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

昭和 50 年か 51 年ころ、役場の徴収係と名乗る者が自宅に来て「夫婦二人分の今までの未納分、十数万円を納めなければ年金受給資格の 25 年にならない。将来、年金をもらえない。」と説明され、「10 年分でも一括して納付できる。」と言われた。銀行からお金を下ろし、14 万円くらい払っておつりをもらった。

納付したすぐ後に役場の税務職員による公金横領事件があった。事件が発覚したときは関係ないと思ったが、半信半疑である。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月 11 日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、国民年金の加入手続もそのころに行われたと推認でき、申立人は、その時点で現年度納付できる昭和 49 年 4 月分以降 60 歳までの国民年金保険料を納付しても、老齢年金の受給要件である 25 年を確保するためには 76 か月不足するため、不足するこの月数分の保険料を特例納付したものと考えられる。

また、申立人は、夫婦二人分を一括して納付したとしているが、申立期間①及び特例納付の記録のある期間並びに申立人の夫の申立期間を特例納付し、申立期間②をあわせて過年度納付する場合、二人分の保険料は 24 万 8,850 円となり、申立人が納付したと記憶する保険料額と異なっている。

さらに、申立人は、申立期間①については納付に関する記憶が曖昧であるとともに、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間につい

て申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、公金を横領した役場職員は国民年金保険料を収納する業務に携わったことは無く、また、申立人夫婦の町税等は役場職員による集金ではなく納税組合へ支払いしていたと供述していることから、横領事件との関連性は考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年7月まで
昭和35年ころ夫婦2人分の加入手続きをし、保険料はずっと妻が納付してきた。

加入時に発行された年金手帳が1冊あったが、昭和46年発行の年金手帳をもらう時に区役所へ返した。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度発足当時から国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、昭和36年6月に現在の国民年金手帳記号番号とは別の番号が夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、当該国民年金手帳記号番号払出簿には「44 消除」の記載があり、これは44年当時申立人の住所が特定できず、納付記録が無い場合、国民年金被保険者台帳が消除されたという表示であることから、この国民年金手帳記号番号での国民年金保険料は納付されていなかったと考えるのが自然である。

また、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月に夫婦連番で払い出されており、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人の所持している領収書から、46年4月に35歳の到達月である43年8月までさかのぼって特例納付と過年度納付していることが確認でき(申立人の妻も35歳到達月である43年11月から納付)、老齢年金の受給要件である25年の国民年金納付済期間を確保するための納付であったことがうかがえ、このことは、昭和36年から継続して納付していたと申し立てている申立人の申立内容とも矛盾するものである。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことがわかる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年10月まで
昭和35年ころ夫婦2人分の加入手続きをし、保険料はずっと私が納付してきた。
加入時に発行された年金手帳が1冊あったが、昭和46年発行の年金手帳をもらう時に区役所へ返した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度発足当時から国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、昭和36年6月に現在の国民年金手帳記号番号とは別の番号が夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、当該国民年金手帳記号番号払出簿には「44 消除」の記載があり、これは44年当時申立人の住所が特定できず、納付記録が無いため、国民年金被保険者台帳が消除されたという表示であることから、この国民年金手帳記号番号での国民年金保険料は納付されていなかったと考えるのが自然である。

また、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月に夫婦連番で払い出されており、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人の所持している領収書から、46年4月に35歳の到達月である43年11月までさかのぼって特例納付と過年度納付していることが確認でき（申立人の夫も35歳到達月である43年8月から納付）、老齢年金の受給要件である25年の国民年金納付済期間を確保するための納付であったことがうかがえ、このことは、昭和36年から継続して納付していたと申し立てている申立人の申立内容とも矛盾するものである。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことがわせない周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から51年3月まで
国民年金の加入は、食堂を開業した昭和46年10月ころに市役所で手続を行った。昭和46年10月分は市役所窓口で納付したと思うが、その後は、毎月、近所に住む集金人に支払った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月30日に国民年金の加入手続を行ったことがA市の国民年金被保険者名簿で確認できる上、同年10月6日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることも確認できる。

また、その時点で、申立期間のうち、昭和46年10月から49年6月までの保険料は時効で納付することができない上、49年7月から51年3月までの保険料は過年度納付できる期間ではあるものの、A市では、集金人は過年度保険料を収納していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が保管する年金手帳は、申立期間当時に使用されていた国民年金手帳とは異なっている上、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から51年3月まで
国民年金の加入は、食堂を開業した昭和46年10月ころに市役所で手続を行った。昭和46年10月分は市役所窓口で納付したと思うが、その後は、毎月、近所に住む集金人に支払った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月30日に国民年金の加入手続を行ったことがA市の国民年金被保険者名簿で確認できる上、同年10月6日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることも確認できる。

また、その時点で、申立期間のうち、昭和46年10月から49年6月までの保険料は時効で納付することができない上、49年7月から51年3月までの保険料は過年度納付できる期間ではあるものの、A市では、集金人は過年度保険料を収納していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が保管する年金手帳は、申立期間当時に使用されていた国民年金手帳とは異なっている上、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

集金に来ていた初老の男性に妻が自分の分と一緒に3か月に1度国民年金保険料を納めていたので、年金記録が未納なのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA町からB市へ転居しており、国民年金手帳記号番号払出簿では申立人の国民年金手帳記号番号はB市への転居後、不在被保険者として取扱いされ、B市が申立人の住所を把握したのは、昭和50年4月30日であることがB市国民年金被保険者名簿で確認できる。このため、申立期間について申立人はB市で国民年金保険料を現年度納付することはできず、申立期間の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間における申立人の妻の国民年金保険料の納付は確認できるものの、申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から6月までの期間は過年度納付されていることが確認でき、B市による集金業務は現年度保険料のみを対象としていたことを踏まえると、申立期間当時、妻と一緒に集金人に納付していたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間のうち2か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和60年1月から同年3月までのうち2か
月

申立期間①は、A県旧B村で昭和39年6月に婚姻した後、義父（後に養子縁組し、養父）が、「年金は全部払ってきた。」と言っていたので、私の昭和36年度から38年度までの国民年金保険料を払ってきたのだと思っていた。

申立期間②は、昭和60年1月半ばから3月までC県に出稼ぎに行っており、厚生年金保険が掛かるのは知っていたが、納税組合を通して国民年金保険料は休まずに払い続けていた。出稼ぎから帰ってきた後、役場に重複して納めたことを相談に行ったら、「重複して納めても、将来年金に加算して、もらえます。」と言われたので、返してもらおう手続はしなかった。休まず納めていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は義父がさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、そのことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は納付に関与しておらず、納付していたと主張する義父は既に死亡しているため当時の状況について証言が得られず、国民年金保険料の納付状況については不明である。

さらに、申立人の義父が申立人の国民年金の手続や最初の保険料納付を行ったのは、昭和39年10月ごろと推認され、その時点で申立期間①の一部は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人には、昭和 39 年 10 月に旧 B 村で国民年金手帳記号番号が一旦払い出されたものの、申立人には、既に国民年金制度発足当時、D 町で国民年金手帳記号番号が払い出されていたため、旧 B 村での国民年金手帳記号番号は取り消されていることが確認できるとともに、昭和 39 年度以降の保険料は、D 町で払い出された国民年金手帳記号番号により適正に収納されていることから、申立期間①について記録が混在したとは考えにくい。

このほか、申立人の義父が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は申立期間②当時、C 県に出稼ぎに行っており D 町を離れていた上、同町に残っていた申立人の妻からは事情を聴取することが困難であり、申立人が加入していた納付組織の当時の関係者も既に死亡しているため、納付状況等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間後の厚生年金保険加入時には、いずれも 1 か月分の国民年金保険料を重複して納付した後、国民年金資格の喪失手続を行ったと推認されることから、昭和 60 年 1 月については、国民年金保険料を納付したことが推認できるが、申立てどおりに 3 月まで引き続き保険料を納付したとすれば、2 か月分の保険料が過誤納となり還付処理されるはずであるが、申立期間②に係る保険料が還付処理された記録は見当たらず、重複して納付された 60 年 1 月の国民年金保険料は、同年 3 月に充当されたものとするのが自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 60 年 2 月まで
タクシーの運転手として朝 8 時から翌朝 7 時まで 1 か月 13 回勤務しており、障害児を含め 5 人の子供と妻の 6 人を抱え国民健康保険や任意継続などあり得ない。今は亡き妻は別会社の事務員で健康保険などに詳しくなかったので任せていた。A 株式会社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の記録及び同僚の供述から、昭和 58 年 10 月 1 日から 60 年 3 月 3 日までの期間、A 株式会社に勤務していたことは認められるものの、社会保険事務所が保管する申立期間直前に勤務していた有限会社 B の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、申立期間において、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

また、申立人が勤務していたとする A 株式会社の事業主は既に死亡し、当該事業所は平成 7 年 11 月 1 日、C 株式会社との合併により解散しているため、合併後の事業主に照会したところ、当時の資料が無いため不明と回答していることから、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 21 日から 33 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を調べたら、昭和 32 年 4 月 1 日から同年 5 月 21 日となっている。同年 4 月 1 日から 33 年 7 月 31 日まで A 株式会社に勤務していたので、再度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の供述から、申立期間中に A 株式会社に勤務していたことは推認できるものの、雇用保険の加入記録が確認できないことから、勤務期間の特定ができない。

また、申立人が勤務していたとする A 株式会社は既に適用事業所に該当していない上、事業主は死亡していることから、役員に対し照会したが、回答は得られないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述が得られない。

さらに、申立人と一緒に勤務していた同僚に対し照会したところ、勤務していたことは認められるものの、勤務期間までは確定できない。

加えて、社会保険事務所が管理する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立事業所における申立人の資格取得日は昭和 32 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 21 日と記録されており、この記録以外に申立人の氏名は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。